

# 大田市人権施策推進基本方針

平成21年2月

大 田 市

## はじめに

「世界人権宣言」が採択されてから、60年が経過しました。この宣言は、第二次世界大戦の悲惨さを厳しく反省し、平和の実現なくしては、人権も保障されないとの考えのもとに、人権の尊重を高らかに宣言したものです。以来、我が国においてもあらゆる差別や偏見をなくし、人権が尊重される社会の確立に向けて、さまざまな取組がなされてきました。しかし、依然、我が国固有の課題である同和問題をはじめ、様々な人権に関する課題が存在しています。

また、近年の高度情報化社会の急速な進展に伴って、インターネット等による人権侵害などの新たに対応すべき課題も発生しており、人権をめぐる情勢は、ますます複雑化、多様化してきております。

そのような中、大田市の石見銀山遺跡が、平成19年にユネスコの世界遺産に登録されました。ユネスコは、「平和と人権尊重」を目指し、世界人権宣言と軌を一にします。

大田市では、石見銀山遺跡の世界遺産登録を契機にあらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めているところです。さらに、平成20年には、この営みを市民挙げて取り組むことを決意し、「人権尊重都市宣言」を行いました。

これらを踏まえ、人権が尊重され、差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向を示し、関係機関、関係団体をはじめ地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「大田市人権施策推進基本方針」を策定しました。

21世紀は、人権の世紀と言われますが、今後は、この基本方針を着実に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで、温もりと生きがいのあるまちづくりに向けて努力してまいります。

終わりに、この基本方針策定にあたり、熱心なご審議を賜りました大田市人権教育・啓発推進協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年2月

大田市長 竹 腰 創 一

# 目 次

## 第1章 総論

1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 基本方針策定の背景	2
(1) 国際的な状況	2
(2) 国の取組	2
(3) 大田市の取組	3
3. 基本理念	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) 基本方針の性格	6

## 第2章 各論

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	7
(1) 世界遺産を有する都市としての人権啓発及び人権情報の発信	7
(2) 学校教育等における人権教育の推進	7
(3) 社会教育における人権教育の推進	8
(4) 隣保館における人権教育・啓発の推進	9
(5) 家庭における人権教育の推進	10
(6) 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進	11
(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進	12
2. 重要課題への対応	14
(1) 女性	14
(2) 子ども	16
(3) 高齢者	19
(4) 障害者	21
(5) 同和問題	24
(6) 外国人	27
(7) 患者及び感染者等	29
(8) その他の人権課題	31
3. 施策の推進	33

(1) 推進体制と支援	33
(2) 関係機関等との連携	33
基本方針体系図	34
用語解説	35
資料編	
○ 大田市人権教育・啓発推進協議会設置要綱	37
○ 大田市人権教育・啓発推進協議会委員名簿	38
○ 日本国憲法（抄）	39
○ 世界人権宣言	41
○ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	44
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	52
○ ユネスコ憲章（抄）	53
○ 大田市人権意識啓発推進会議設置規程	54
人権尊重都市宣言	